議案第２号

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成２２年愛西市条例第１１号）を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成３０年２月２６日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市障害者就労支援施設を廃止するため必要があるからである。

愛西市条例第　号

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例（平成２２年愛西市条例第１１号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前の愛西市障害者就労支援施設の利用に係る料金については、廃止前の愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例第７条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第２項中「指定管理者に」とあるのは「愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（平成３０年愛西市条例第　号）の施行の日の前日において同条例の規定による廃止前の愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例第５条第１項の規定により愛西市障害者就労支援施設の管理を行っていた者（以下「旧指定管理者」という。）に」と、「指定管理者の」とあるのは「旧指定管理者の」とする。